

平成28年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年6月20日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成28年6月20日 午前8時57分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 付託案件

議案第41号 可児市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

議案第42号 可児市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

2. 報告事項

(1) 報告第6号 出資法人の経営状況説明書について（土地開発公社）

(2) 可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

(3) マイナンバーカードを活用した諸証明のコンビニ交付の実施について

(4) 可児市農業振興地域整備計画の見直しについて

(5) 「おいしいランチ&カフェメニュー」募集について

(6) 広報発行日について

3. 協議事項

(1) 議会報告会での意見の取り扱いについて

(2) 次期議会への引き継ぎについて

5. 出席委員（8名）

委員長	澤野 伸	副委員長	天羽 良明
委員	林 則夫	委員	可児 慶志
委員	山根 一男	委員	伊藤 壽
委員	渡辺 仁美	委員	大平 伸二

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	前田 伸寿	企画部長	佐藤 誠
議会事務局長	吉田 隆司	総務部長	平田 稔
観光経済部長	牛江 宏	総務課長	杉山 修
収納課長	鈴木 広行	経済政策課長	渡辺 勝彦

産業振興課長	桜井孝治	議会総務課長	松倉良典
公有財産経営室長	渡辺聡	総合政策課長	瀬瀬新吾
会計管理者	高野志郎	管財検査課長	安藤重則
防災安全課長	日比野慎治	監査委員事務局長	玉野貴裕
広報課長	尾関邦彦	税務課長	宮崎卓也
公共施設振興公社 事務局長	渡辺英幸		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	服部賢介	議会事務局 書記	村田陽子
-------------	------	-------------	------

○委員長（澤野 伸君） おはようございます。

定刻前でございますけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから総務企画委員会を始めさせていただきます。

まず、4月に人事異動がありましたので、総務企画委員と異動のありました課長の皆さん、順次自己紹介をさせていただきたいと思いますので、まず、私のほうから自己紹介させていただきます。

総務企画委員長を務めさせていただいております澤野でございます。どうぞ、またよろしくお願いをいたします。

それでは、副委員長から順次お願いいたします。

○副委員長（天羽良明君） 副委員長の天羽です。よろしくお願いたします。

○委員（林 則夫君） 林則夫と申します。御指導のほど、よろしくお願いたします。

○委員（可児慶志君） 可児慶志です。お願いたします。

○委員（山根一男君） 山根一男です。よろしくお願いたします。

○委員（伊藤 壽君） 伊藤壽です。よろしくお願いたします。

○委員（渡辺仁美君） おはようございます。渡辺仁美です。よろしくお願いたします。

○委員（大平伸二君） 大平伸二です。よろしくお願いたします。

○委員長（澤野 伸君） それでは執行部の皆様、よろしくお願いをいたします。

○会計管理者（高野志郎君） おはようございます。会計管理者兼会計課長の高野でございます。よろしくお願いたします。

○税務課長（宮崎卓也君） 税務課長の宮崎でございます。よろしくお願いたします。

○収納課長（鈴木広行君） 収納課長の鈴木です。よろしくお願いたします。

○公有財産経営室長（渡辺 聡君） おはようございます。新任で、公有財産経営室長になりました渡辺です。よろしくお願いたします。

○管財検査課長（安藤重則君） 管財検査課長の安藤と申します。よろしくお願いたします。

○防災安全課長（日比野慎治君） 防災安全課長の日比野でございます。昨日は操法大会要員に対しまして御声援をいただきましてありがとうございます。消防やら防災、防犯、交通安全等、幅広い分野でお世話になります。よろしくお願いたします。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 新任で経済政策課長の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 新任で、公共施設振興公社の事務局長になりました渡辺です。よろしくお願いたします。

○監査委員事務局長（玉野貴裕君） 私も新任で、監査委員事務局長になりました玉野です。よろしくお願いたします。

〔「以上です」の声あり〕

○委員長（澤野 伸君） それでは、どうぞよろしくお願いをいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

これより先は関係部課長のみ残っていただき、それ以外の方は御退席いただいて結構でございますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

休憩 午前 8 時 59 分

再開 午前 8 時 59 分

○委員長（澤野 伸君） それでは、会議を再開いたします。

これより議事に入ります。

議案第41号 可児市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてを議題といたします。

なお、執行部の方に申し上げますが、答弁する際は手を挙げて委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、よろしく願いいたします。

では、議案資料1の19ページ、それから議案資料5の2ページをお願いいたします。

議案第41号 可児市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

制定の趣旨につきましては、国の早期退職募集制度に準じ、定年前早期退職者の募集等について必要な事項を定めるものでございます。

この制度の整備につきましては、国からの要請があったこと、また可児市では岐阜県市町村職員退職手当組合に加入しております。職員の退職金の支給については、可児市においてはこの組合からの支給となっております。

この新制度の適用につきましては組合、それから組合を構成する構成地方公共団体、市町村一部事務組合、双方で条例を整備する必要があるということで、組合については既に条例改正済みでございまして、構成する団体に対し、関係例規の整備を要請しているというところでございます。このことから、条例を整備するものでございます。

では、条例の主な内容でございます。

第2条において、定年前に退職する意思を有する職員の募集について、職員の年齢構成の適正化を図るということを目的に、45歳以上の職員を対象に募集を行うこと、また職制の改廃を円滑に実施することを目的に、当該職員に属する職員を対象として行う募集を行うことができるということを定めております。

第3条においては募集実施要項の作成、それから職員への周知について定めております。

それから、ページをめくっていただきまして、第4条においては、募集期間の延長及び募集期間の満了について定めております。

それから、第5条におきましては応募と応募の取り下げについて、それから第6条においては応募の認定について、第7条においては退職すべき期日の通知、第8条においては退職

すべき期日の繰り上げまたは繰り下げについて、第9条において認定の失効について、第10条でこれを公表することについて、それぞれ定めております。

条例の施行日は平成28年の7月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第41号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤 壽君） 以前ありました勸奨退職の制度と今回の制度の違いというようなものは、どういったところでしょうか。

○市長公室長（前田伸寿君） 国において、平成25年10月末まで勸奨制度が実施されておりました、より透明性を高めるということで平成25年の11月から国のほうで募集制度が開始をされております。

これにつきましては、先ほども申しましたけど、透明性を高めるということを重点に制度を改廃しまして、基本的に応募をするのも、取り下げるのも職員個人の自発的な意志に委ねられるということで、組織側からは強制ができないというものでございます。

以前の勸奨制度というのは、どちらかという組織側からの職員個人に対しての接触というか、そういうことがありましたけれども、新制度につきましては、あくまでも個人の意志に基づくというものでございますので、そこら辺の違いがあるというところでございます。

○副委員長（天羽良明君） どのように周知をされるのでしょうか。

○市長公室長（前田伸寿君） 当然ながら、内部的な管理の条例になりますので、職員への周知につきましては、職員掲示板というものがございますので、まずは庁議でそういう報告をした上で、全職員に対して掲示板で周知するという形になると思います。

○委員（伊藤 壽君） 条文の中になりますけど、第2条第2号の職制の改廃を円滑に実施することを目的として、これをもう少し具体的にどういうことか説明していただければと思いますが。

○市長公室長（前田伸寿君） 職制でございますけれども、現在可児市については給料表で1級から7級がございまして、それぞれ7級ですと部長、6級ですと課長、5級ですと課長補佐という段階的に職制がございまして。

可児市におきましては国の制度に準じておまして、可児市独自の職制というのはございませんが、以前は課長補佐という職種を一時期なくしたこともございます。そういったところで、職制の改廃を行うかどうかによって募集するかどうかということが発生してまいりますので、現段階ではこの2号のほうは、国の制度と全く同等でございまして活用することはないと思いますけれども、やっぱり独自のその職制がある場合について、そういったことを見直すときに必要になるかということでございます。

○委員（伊藤 壽君） 第3条第2項ですね、募集する人数に1を加えた人数とすると。この第2項の説明をもうちょっと済みません。なぜ1人多くプラスするのかとか、そういった理由についてお願いします。

○市長公室長（前田伸寿君） 第3条第2項でございまして。これは、第1項第5号のこの職員

を記載するということで、第5号を見ていただきますと、募集の対象となるべき職員の範囲というのが第5号でございます。

それから、前項第3号が募集をする人数ということになりますので、要は1加えるということにつきましては、例えば5人その職域に職員がおったときに、5人募集して、全てが退職してしまうとその職域で全く人がゼロになってしまうということで、募集の対象となるべき職員の範囲に含まれる職員数は、募集する人数より1人以上多くなければならないということで、その職域が全く職員がゼロにならないような形で募集するという意味でございます。ちょっとわかりにくいですかね。

○委員長（澤野 伸君） ほかに質疑のある方、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第41号 可児市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第41号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 可児市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書の23ページをお願いいたします。あわせて議案説明書は2ページでございます。

議案第42号 可児市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは地方税法の改正により改正するものでございます。

詳しい改正内容につきまして税務課長、それから収納課長の順で御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○税務課長（宮崎卓也君） それでは、資料番号5、提出議案説明書2ページの議案第42号をごらんください。

(2)主な改正内容でございますが、まず第1条で可児市税条例、次のページに移りまして第2条で可児市税条例の一部を改正する条例、これは平成27年可児市条例第17号でございますが、この2つの条例を改正するものでございます。

2 ページのほうへ戻りまして、今回の改正内容につきましては主に4点ございます。

1つ目は法人市民税の法人税割の税率の引き下げを行うというもの、2点目は市民税の修正申告に係る延滞金の計算の除算期間を定めるというもの、それから3点目は特定一般用医薬品等購入費、これにつきましては後で御説明いたしますが、それを支払った場合の市民税の医療費控除の特例を定めるもの、4点目は地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例と言っていますが、これによる固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものでございます。

具体的な内容につきましては、資料番号1、議案書のほうで説明いたします。

まず、税務課担当分につきまして説明させていただきます。

25ページをごらんください。

ページの冒頭部分でございます、第20条の2です。

この第20条の2の改正につきましては、法人市民税の法人税割の税率を100分の9.7から100分の6に3.7%引き下げるものでございます。これにつきましては、国の税制改正の中で地域間の税源の偏在性を是正して、財政力格差の縮小を図るということを目的として実施するものでございます。

その仕組みといたしましては、今回法人市民税を3.7%引き下げるほかに法人県民税のほうを2.2%引き下げ、合計5.9%の引き下げを行っております。

一方、国税のほうでございますが、地方法人税を5.9%引き上げておりまして、国がこれを財源として法人市民税、県民税の税率引き下げによる減収分につきまして、地方交付税により分配するというような形をとるものでございます。

なお、地方の引き下げ分は、国の引き上げ分で相殺されますので、実際に法人が国・県・市に支払う税全体としてはこれまでの税率と変わりありません。

この規定の施行日は平成29年4月1日でございます。

次に31ページのほうをごらんください。

付則第6条の改正でございますが、平成30年度から平成34年度までの市民税の医療費控除についての特例でございまして、条例の第19条の3の読みかえ規定となっております。

内容といたしましては、特定健康診査、いわゆるメタボ健診ですね、それと予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けている人が特定一般用医薬品等購入費を年間1万2,000円を超えて支払った場合、超えて支払った額を限度額として8万8,000円まで医療費控除できるというものでございます。ただし、この特例につきましては従来からの医療費控除との選択制でございますので、申告時にどちらかを選ぶ必要がございます。

なお、特定一般用医薬品といいますのは、これまで医師の判断でしか使用できなかった医薬品のうち、厚生労働省の承認を受けて医師の処方箋がなくても購入できるようになったものといわれておりまして、例えば鼻炎薬のコンタック鼻炎Zとか、胃腸薬のガスター10とか、解熱鎮痛剤のロキソニンSとか、そういったものが該当いたします。

この規定の施行日は平成30年1月1日でございます。

次に32ページをごらんください。

付則第10条の2でございますが、地方税法で規定いたします固定資産税の課税標準の特例措置について、その課税標準に乗じる特例割合を市町村の条例で規定するというものでございます。これを先ほど説明いたしました地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例というふうに呼んでおります。地方税法では参酌すべき基準割合、これは標準的割合でございますが、それと上限の割合、それから下限の割合が規定されておまして、市町村はその範囲内で特例割合を定めるということになっております。

本市の特例割合につきましては、第5項と第6項が3分の2、第7項から第9項が2分の1、それから第12項が5分の4で、いずれも標準的割合で定めております。

次に、対象となります固定資産を説明いたしますと、ここにあります第5項から第9項までは平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された再生可能エネルギー発電設備でございます。それぞれ要件はございますが、第5項は太陽光発電設備、第6項は風力発電設備、第7項は水力発電設備、第8項は地熱発電設備、第9項はバイオマス発電設備でございます。また、第12項でございますが、こちらは国土交通大臣の認定を受けた民間事業者が、市町村が作成いたします立地適正化計画というものに基づく都市開発事業を行うために平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得した道路、駐車場、自動車ターミナル、公園、広場、緑化施設、下水道、河川などの公共施設等の用に供する家屋や償却資産でございます。ただし、この第12項の立地適正化計画につきましては可児市にはございませんので、現在のところ、この第12項に該当するというものはございません。

この規定の施行日は公布の日でございますが、平成29年度以後の固定資産税について適用いたします。以上です。

○**収納課長（鈴木広行君）** 続きまして、延滞金の計算の除算期間に関する改正について御説明いたします。

議案書の23ページをごらんください。

初めに、延滞金について御説明いたします。延滞金は、市税を納期限までに納付されなかったときに未納額と遅滞した期間に応じて課するもので、納期限までに納付した納税者との公平を保つための制度でございます。

今回の改正では、一定のケースに限って延滞金を課さない期間を定めるものでございます。一定のケースとは、個人の市民税におきましては賦課し、その後、減額更正があり、さらにその後、修正申告書の提出または増額更正があった場合でございます。また、法人市民税は当初申告書の提出があった後に減額更正があり、さらにその後、修正申告書の提出があった場合でございます。

では、初めに第9条です。第9条は、延滞金の計算期間を除算する規定に合わせまして条文を整備するものでございます。

なお、これによりまして33ページをごらんください。

中段の表ですが、この附則第3条第7項の表の引用箇所を改めます。

戻りまして、26ページをごらんください。

中段の第29条第4項です。

第4項を追加しまして、個人の市民税における先ほどの一定のケースと、延滞金の除算期間を定めております。延滞金の除算期間は、各納期限の翌日から増額更正による変更納付書を発した日までの期間でございます。

次に28ページをごらんください。

中段の第33条第5項です。

第5項を追加しまして、法人の市民税における一定のケースと、延滞金の除算期間を定めております。延滞金の除算期間は、当初申告書の提出により納付があった日の翌日から修正申告書を提出した日までの期間でございます。

次に30ページをごらんください。

下段の第34条第4項です。

こちらは、更正または決定があった場合の法人市民税における一定のケースと、延滞金の除算期間を定めております。延滞金の除算期間は、当初申告書の提出により納付があった日の翌日から修正申告書に係る更正の通知日までの期間でございます。

施行日は平成29年1月1日です。以上でございます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、今回の改正に関する説明については以上でございますが、平成28年3月の総務企画委員会で御説明させていただきました税制改正のうち、軽自動車税の自動車取得税にかわります軽自動車税環境性能割の創設につきましては、その徴収方法につきまして県との協議が必要であるため、ほかの軽自動車税関係の改正とあわせて次の議会以降にまた提案させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第42号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（山根一男君） 質疑でもあったかと思えますけど、この法人市民税の法人税割の税率を3.7%ほど下げるということ、今の説明でその分は地方交付税でという話なんですけれども、現実にどれぐらいの金額になって、可児市の場合は、これやってみないとわからないことかもしれませんけれども、その地方交付税でプラスになる自治体なのか、マイナスになる自治体なのか、全くその辺ははっきりしていないのか、その辺をわかる範囲で教えていただけないか。

○企画部長（佐藤 誠君） 地方交付税の関係でいきますと、さきの質疑のときに述べさせていただきましたように、地方交付税について県に問い合わせをしましたところ、総務省からは、地方交付税につきましては何らまだ具体的なところが回答されていないという状況の中で、確かに地方交付税で全体的に見れば補填はされるんですけれども、それが可児市に当てはめた場合にどうかということになりますと、まだその辺のところは明らかになっていないというところで、具体的な数字というのはわからないというような状況になっているという

ことでございます。

○委員（伊藤 壽君） 今の質問に若干関連するかと思いますが、この影響が出てくるというのは、何年度からどういう形で、形と言ったらおかしいんですが、出てきますかね。

○税務課長（宮崎卓也君） 法人というのは4月から始まる法人もございまして、10月から事業年度が始まる法人もございまして、一律何年度からというのはなかなか難しいんですけど、まず影響が出始めますのが、平成29年度事業分という、そこから適用されるということですので、平成29年度からは多くの法人税割の収入に影響してくると思います。そして、平成30年度からは、ほぼ全ての法人税割の収入に影響してくるというふうに考えております。以上です。

○委員（伊藤 壽君） 医療費控除なんですけど、今回医療費の医薬品ですね、控除の対象になりますが、従来のところとの関係は全く別に、どちらか選択制と言われましたけど、どちらかを必ず選択してやっていかないかということになるのか、前、要は10万円以上、従来の控除ですね、それに、例えば今回加わった1万2,000円を加えて申告するということもできるわけですか。以上です。

○税務課長（宮崎卓也君） まず、今回の特例の医療費控除を使おうとした場合は、これは従来の医療費控除との選択制でどちらかを選んでいただくということになるんですけども、そもそも、従来の医療費控除というのは、医薬品も控除の中に含めることができますので、ですから、今回この特定一般用医薬品につきましても、従来の医薬品の中に含めて、従来の医療費控除で計算するということが可能でございます。ただ、その場合は当然10万円を超えた分が医療費控除の対象としてで計算されるということになります。以上です。

○委員（伊藤 壽君） わがまち特例のところの説明でしたかね、太陽光の件ですが、例えば個人的に太陽光発電設備を設置した場合でも、さっき説明があった期間であれば対象になっていくということになるわけですか。

32ページですね。太陽光についての設備で、32ページの付則第10条の2の第5項ですか、わがまち特例の説明でしたかね。太陽光も、個人的にさっき言われた期間がありましたね、設置した。それを個人的に設置した場合、例えばそれも対象になっていくということになるわけですか。

○税務課長（宮崎卓也君） 個人の方が設置された場合であっても、その対象の太陽光発電設備であれば対象になってきます。今回対象になります太陽光発電設備といいますのは、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金という補助金があるんですけど、この補助金の交付を受けて取得した設備というふうに言われています。

具体的には、自家用消費を目的としたもので、年間発電量が年間消費電力量の範囲内であって、電池の出力10キロワット以上という設備になっていますので、こういう設備であれば、個人の方が設置された場合でも対象になってきます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第42号 可児市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第42号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書の35ページをお願いいたします。議案説明書は3ページになります。

議案第43号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらも地方税法の改正に伴い、改正するものでございます。

詳しい内容につきまして税務課長から御説明いたします。

○税務課長（宮崎卓也君） 御説明いたします。

資料番号1、議案書の35ページをごらんください。

改正内容といたしましては、付則に第1条の2を加えるというものでございます。

付則第1条の2の内容につきましては、議案第42号の可児市税条例等の一部を改正する条例の中でも説明させていただきましたわがまち特例の都市計画税分について規定するというものでございます。

対象となる固定資産は、税条例の中でもございましたが、国土交通大臣の認定を受けた民間事業者が、市町村が作成いたします立地適正化計画に基づく都市開発事業を行うために平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得した道路とか、駐車場とか、自動車ターミナル、公園等の公共施設等の用に供する家屋でございます。

特例割合につきましては、固定資産税と同様に5分の4でございます。

この施行日は公布の日で、平成29年度以後の都市計画税について適用いたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） それでは、議案第43号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤 壽君） 税条例との関係ですが、これは税条例のわがまち特例、先ほど言われ

ました税条例の付則第10条の2の都市計画税分になるわけですか。そこの第12項との関係になってくるわけですか。後のほかの項とはどういった関係になってくるのでしょうか。以上です。

○**税務課長（宮崎卓也君）** まず、税条例のほうの付則第10条の2、第5項から第9項につきましては、これは再生エネルギーの設備でございます。太陽光発電とかの設備でございます、償却資産でございます。一方、第12項につきましては、これは償却資産だけではなくて、家屋も含まれております。ですから、都市計画税というのは、土地と家屋には課税されますが償却資産には課税されませんので、そういたしますと、今回追加になったわがまち特例のうち、償却資産分の太陽光発電等は都市計画税の対象にならず、今回規定しました条の対象物、これが家屋になっておりますので、こちらについてのみ都市計画税は対象として取り扱うということになっております。地方税法でもそういった規定になっております。以上です。

○**委員長（澤野 伸君）** ほかに質疑のある方。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

討論を終了いたします。

これより議案第43号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第43号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それではお諮りをいたします。

本日審査した案件に関する委員長報告案の作成については、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

以降の議事に関する部課長以外の方は御退席いただいて結構でございますので、ありがとうございました。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時38分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項 1、報告第 6 号 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） それでは、定例会配付書類のナンバー 8 とナンバー 9 を使いまして土地開発公社に関する報告をさせていただきます。

まず初めに、定例会配付書類のナンバー 8、平成27年度可児市土地開発公社事業報告及び決算書の報告でございます。

1 枚めくっていただきまして、1 ページをお願いします。

平成27年度の土地開発公社の事業報告でございますが、1 の事業概要でございます。

公有地取得事業につきましては、可児市からの委託を受けた 3 件、また公有地の処分事業としては市への引き渡し 2 件を行っております。詳細は 2 の事業の執行状況で御説明いたします。

取得の 1 件目でございます。岐阜県総合教育センター可児分室跡地整備事業用地として 8 筆、5 万1,733.64平方メートルを 2 億円で、2 件目、（仮称）土田渡多目的広場整備事業の用地 9 筆、3,058.14平方メートルを 1,449万4,909円、諸経費を含んでおります。3 件目として市道6012号線の代替地 5 筆、1,135平方メートルを 431万3,000円で取得しました。

引き渡しにつきましては、1 件目、可児駅西口広場整備事業用地として 80.67平方メートルを 390万5,493円で、2 件目として可児駅周辺整備事業用地 24 筆、4,690.31平方メートルを 5 億8,982万5,000円で可児市に引き渡しをしております。

3 の財務の状況でございます。

事業収益につきましては 5 億9,373万493円、事業外収益として受取利息 28万4,157円、収入合計が 5 億9,401万4,650円でございます。

支出は事業原価 5 億9,373万493円、販売費及び一般管理費 5 万5,162円、支出合計が 5 億9,378万5,655円、当期の純利益は差し引きの 22万8,995円でございます。

活動資金につきましては金融機関からの借入れはございません。

余裕金 6 億6,000万円については定期預金としての運用を行っております。

2 ページに参ります。

4 の監査の実施状況でございますが、平成27年 4 月 20日に平成26年度分の事業報告と決算の監査を受けております。

5 の一般庶務事項でございます。

(1)の公社役員の任命等でございますが、市の人事異動や役員の任期満了に伴いまして、理事長の選出、常務理事の選任、理事や幹事の任命を記載のとおり行っております。

(2)の職員の人事異動につきましては、平成27年 4 月 1 日付で人事異動を行っております。

(3)理事会、役員会につきましては、理事会を 4 回開催しております。4 月に理事長の選任、5 月に平成26年度の事業報告と決算の承認、8 月に理事長の選任、これは任期満了に伴う改選でございます。平成28年 3 月に平成28年度の事業計画と予算の承認でございます。

それでは4ページをお願いいたします。

決算報告でございます。

収益的収入及び支出でございます。決算額につきましては、先ほど1ページで御説明をしたとおりでございます。

上の表の収入の欄、第1項の公有地取得事業収益のところ、右から2つ目、予算額に比べ決算額の増減というところでございますが、8,300万円余りの減となっておりますが、これは可児駅前線の用地について可児市に引き渡す予定でございましたが、建物移転ができませんでしたためにその引き渡しができなかったことによるものでございます。

次の5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、支出の欄、公有地の取得事業については決算額として2億1,880万7,909円でございます。不用額となっておりますが、ここが2億1,000万円余りの不用額となっておりますが、この理由としましては、補償費の支払いが移転が完了しなかったためにできなかったこと、また用地についても交渉中のためなどによって契約に至っていないといったことが原因でございます。

6ページが損益計算書でございます。

金額についてはこれまで説明したとおりでございますが、一番下の行にありますように当期、平成27年の純利益としまして22万8,995円でございます。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

左側、資産の部でございますが、流動資産として(1)現金及び預金でございますが、7億5,236万1,339円、(3)、(4)、(5)については土地の保有分でございます。合計しまして5億7,201万534円でございます。流動資産の合計としましては13億2,437万1,873円でございます。

その下、2の固定資産ですけれども、長期性預金500万円、これは基本財産の分でございます。

一番下の欄で、資産の合計は13億2,937万1,873円でございます。

右側に移りまして、負債の部でございます。

流動負債としては未払金が2,408万5,000円。

その下、資本の部に移りまして、資本金、これは基本財産として500万円、その下の準備金でございます、前期繰越準備金として13億5万7,878円、当期の純利益として22万8,995円、資本の合計が13億528万6,873円でございます。

負債資本の合計としまして、先ほどの資産合計と同額となっております。

8ページをお願いします。

財産目録でございます。

左側、資産の部の一番下、資産の合計は先ほどの貸借対照表の資産の部と同じでございます。

右側も同様に負債の合計、下から2行目(B)ですが、これも貸借対照表と同じでござい

まして、一番右下、正味財産は13億528万6,873円でございます。

9ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書です。これは資金の増減をあらわしたものでございます。一番右側が平成27年度の動きでございます、これも先ほど来説明をしてきた金額でございます、一番下のところ、現金預金期末残高としまして7億5,236万1,339円となっております。

以降は附属資料になりまして、10ページをお願いします。

10ページにつきましては平成27年度に行いました事業の公有地の取得状況、その下が処分状況でございます。11ページが保有土地の明細でございます。12ページが保有土地の増減の状況をあらわした表でございます。13ページは資本金の明細、預金の明細、最後14ページが未払金の明細、こういった資料を添付しております。

続きまして、配付資料のナンバー9をお願いいたします。

平成28年度可児市土地開発公社の事業計画と予算でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページでございます。

平成28年度の事業計画としましては、公有地の取得事業が6件でございます。

まず1件目、市道112号線の道路改良用地でございます。土田地内、面積は232平方メートル、5,109万6,000円、補償費を含んでおります。

2つ目、市道6012号の改良用地でございます。これは土田渡の多目的広場整備事業の進入路でございます、面積は1,960平方メートル、744万8,000円。

3件目が市道6139号線の道路改良用地、同じく土田地内の可児とうのう病院の付近でございます。79平方メートル、642万1,000円、補償費を含んでおります。

4件目は可児駅前線の関係で、建物補償費の未払金でございます。2,408万円。

5件目は市道117号線の道路改良用地、下恵土地内ですが、これは可児駅の西側にあります南北の道路です。748平方メートル、4,000万円。

6件目が市道2211号線の道路改良用地、平牧地内、これは緑ヶ丘1丁目の北の端の部分でございます。540平方メートル、1,650万円。

以上6件の合計が3,559平方メートル、1億4,554万5,000円でございます。

公有地の処分、市への売却は2件を予定しております。

1件目は可児駅前線整備事業の用地でございます。331平方メートル、8,347万2,000円。補償費を含んでおります。

2件目が土田渡多目的広場の整備事業用地1万5,300平方メートル、6,400万円。これは平成28年度、平成29年度の2カ年で市へ売却をする予定でございます。

以上、処分事業の合計は1万5,631平方メートル、1億4,747万2,000円でございます。

2ページ以降は予算でございます。

先ほどの説明と重なっている部分は除かせていただきまして、真ん中あたり、第3条の事業外収益、受取利息として48万5,000円、支出の販売費及び一般管理費7万円を計上しております。

4 ページをお願いします。

予算実施計画の中で、下の表、支出の真ん中のところですが、販売費及び一般管理費の内訳としましては人件費、役員報酬が2万5,000円、経費としては事務費を4万5,000円予定しております。

7 ページをお願いいたします。

平成28年度末の予定の貸借対照表でございます。これは平成28年度事業を行った結果の年度末の資産等の見込みをあらわしております。

8 ページ、9 ページにつきましては、平成27年度末の予定の損益計算書と貸借対照表でございますが、先ほど資料の8で御説明しました決算の数字が確定したものでございます。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。特によろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了させていただきます。

続きまして、報告事項2、可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務課長（杉山 修君） それでは、資料ナンバー1をごらんください。

公職選挙法施行令の一部改正に伴う可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について御説明をさせていただきます。

一番上の目的のところがございますとおり、これは公職選挙法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月に施行されたことに伴う条例改正になります。

申しわけありません、ここで少し字句の訂正をお願いしたいのですが、1行目に施行日を平成28年4月18日と記載してございますけれども、4月8日が正しい施行日でございます。それともう1つなんです、その施行日に続きまして「交付され」と記載してございますけど、この「交付」の字が間違っておりまして、正しくは「公布」のほうが正しい文字になりますので、お手数で申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

今回の条例改正は、この政令改正によって国政選挙の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことに伴いまして、これを基準として定めております可児市の市議会議員・市長選挙における公費負担の限度額を、条例で定めておるわけなんです、この条例の9月定例会での改正をお願いするというものでございます。

公職選挙法施行令の改正趣旨や概要については、裏面をごらんください。

2番目の改正概要にありますとおり、国政選挙の公営に要する経費の限度額につきましては3年に1度、参議院議員通常選挙の際に見直しを行うこととされておりまして、前回の改正は平成25年度に行われておりますので、平成26年4月の消費税率の改正が織り込まれてお

りません。このため、今回それを主に反映した選挙カー使用やポスター作成に係る経費の限度額の引き上げが行われたというものでございます。

表に戻っていただきまして、3つある表のうち一番上の表のところに、公職選挙法施行令の改正概要が記載してございます。

今回の改正は、人件費や消費税を含む物価の変動等を反映したものでありまして、ごらんいただいているとおり、人件費についてはそのままとし、それ以外の経費は消費税の増税分を上乗せするという内容になっております。

続きまして真ん中の表に、可児市における改正案が記載してございます。

改正案といたしましては、公職選挙法施行令で引き上げられた選挙カー使用やポスター作成に係る経費について現行条例の限度額に消費税増税分を上乗せするという内容といたしております。

なお、現行の限度額と公職選挙法施行令の限度額にちょっと差がございますけれども、これは平成19年度の条例改正によりまして経費負担の実情に合わせるということで、可児市におきましては国の4分の3の額を限度額とするということにいたしているということのためでございます。

ちなみに、一番下の表に過去3回の可児市の選挙における公費負担実績が記載してございます。記載の数値は限度額に対する実際の公費負担の割合、公費負担率ということになります。いずれの選挙におきましても、当然公費負担率は100%以下になっているんですが、一番下の欄の総合計のところをごらんいただきますと、特に市議会議員選挙におきましては、平成23年度も平成27年度におきましても、公費負担率はほぼ3分の2というところになっております。

なお、この政令改正はことしの4月に、先ほどお伝えしましたように行われておりまして、今回の参議院議員通常選挙から適用されます。

これに対応しまして、これを基準として定められているこの可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が適用される条例の改正ということになるんですが、この条例が適用される市の選挙というのは、ここ当分、御承知のとおりございません。通常の日程どおりですと、平成30年秋の市長選からの適用ということになってまいります。こうした経緯がございますので、執行部としては改正内容を時間をかけて精査をさせていただきたいと。また、議会におかれましては、改正内容を十分御審議いただけるように今回の6月定例会でこうやってお知らせをさせていただいた上で、次回の9月定例会に上程をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（林 則夫君） 総務部長、前から僕は部長の耳にも入れたことがあるんですが、公費

負担額についてA候補からZ候補までが同金額になるような負担方法を考えてほしいということを行ったわけなんです、例えば燃料費の負担になりますと、それぞれ個々の事情があって走行距離がいろいろ変わってきますね。こうなるとまた同金額というわけにいかんものですから、全員の候補が同じようなことに対する公費の負担を検討するようということをお願いしたわけなんです、今度の改正にはそういうようなことも加味してもらえるのかな。

○総務部長（平田 稔君） 先ほど課長が説明しましたように、今回の改正は消費税分のアップ分が見てあるということだけなので、そういう具体的な細かいことについては加味されておりません。

もし、そういうことを検討するべきだということをお議論いただけるのであれば、またその後に検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御質疑ありませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項3、マイナンバーカードを活用した諸証明のコンビニ交付の実施についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 資料の2をお願いいたします。

マイナンバーカードを活用した諸証明のコンビニ交付ということで、ことしの11月に開始をしたいというふうに予定しております。

コンビニ交付でございますが、これはコンビニに設置をされていますキオスク端末、コピー機のようなものですが、これからの発行ができるというもので、そのためにはマイナンバーカードを使って交付を受けるというものでございます。

コンビニ交付を予定しておりますのは、セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートの大手コンビニチェーン4つを予定しております。これによりまして、市役所以外でも全国にありますこういったコンビニのお店で交付を受けることができます。ちなみに、この4つのコンビニチェーンで約4万8,000店舗で今、交付を受けられる状況です。

交付を受けられる書類としましては、8種類を予定しております。住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍に関する証明が3つ、税に関する証明が3つということでございます。米印にありますように、戸籍につきましては11月の時点では本籍、住民登録ともに可児市にある人が対象でございます。米印の2つ目のところにありますように、本籍は可児市にありますが、市外に住民登録をされている方については、平成29年の1月から対応可能となる予定をしております。

次に、交付可能な時間ですが、平日、土・日、祝日ともに午前6時半から午後11時まで、年末年始の一定の期間は除かれます。米印にありますように、戸籍の交付につきましては異動処理などの事務の都合上、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとなっております。

これによりまして、市役所が休みのときでも必要な証明をとっていただくことが可能にな

るというものでございます。

交付の流れにつきましては、コンビニに設置をされておりますキオスク端末にマイナンバーカードをセットして、タッチパネルで操作をして必要な証明を申請し、手数料をその機械に投入して発行を受けるというものでございまして、対応する言語としましては日本語以外にもここにあります英語、ポルトガル語等、全体で6カ国の言葉に対応した機械でございます。

スケジュールとしましては、現在システムの構築にかかっておりまして、平成28年9月に印鑑条例の改正案の上程ですけれども、これはコンビニで印鑑登録証明書を交付できるようにするための改正のものでございます。平成28年11月上旬にコンビニ交付をスタートする予定でございます。来年の1月に先ほどの市外に住民登録がある人への戸籍証明の交付を開始するといった予定でございます。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（山根一男君） 非常に利便性がアップすると思われまじけど、これによりまして手数料は現行と一緒になるのか、まだその辺は決まっていらないのなんでしょうけれども、市役所の窓口で払うのとコンビニで払うのが同じなのかということと、あと、もしわかりましたら、コンビニにどれぐらいの手数料を払うのかとか、もしもっとわかれば、どれぐらいの割合の人がこれをまず利用するかな、そうすると市民課の窓口利用者が少なくなってくると思うんですけども、公民館とか、その辺の今の考え方も結構ですので、よろしかったらお願いします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 発行手数料につきましては、窓口とコンビニと変えるというふうには今考えておりません。窓口とコンビニは同額ということでございます。

また、コンビニに払う手数料としましては、1通当たり123円でございます。

それから、利用割合についてはなかなか見込みが難しいところではございます。国が昨年調査をしまして、このマイナンバーカードを取得したいという希望が二十数%というような結果でございました。先行してこういった住民基本台帳カードなどでコンビニ交付をやっている自治体の例によりますと、住民基本台帳カードの普及率とコンビニ交付での割合がほぼ同数といったような事例もございましたので、マイナンバーカードの普及が進めばそれだけコンビニ交付も進むだろうというふうには考えておりますが、具体的な数値についてはなかなか現時点では見込みが難しいと考えています。以上です。

○委員（大平伸二君） 交付可能な時間の設定、どういうことで朝6時半から午後11時までという設定をされたのかということと、コンビニは24時間対応になっていきますけれども、その辺の兼ね合いを教えてください。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） これは地方公共団体が共同で設置しております地方公共団体情報システム機構というところで動かしておりますので、そこでのシステムの稼働時間、最大

が午前6時半から午後11時ということでございまして、その最大の利用時間としております。

そうなった事情は、済みません、今把握はしておりません。以上です。

○委員（山根一男君） さっきの件で、今現在のマイナンバーの取得率といいますか、その辺で参考になる数字はありますか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 平成28年6月15日現在でございますが、市民へのマイナンバーカードの交付は2,079件でございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了とさせていただきます。

続きまして報告事項4、可児市農業振興地域整備計画の見直しについてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（牛江 宏君） それでは、お手元の資料ナンバー3-1と3-2をお配りしております。

ちょっと3-2は分厚い資料ですが、後段のほうは今回の指定に係る地番全てが掲載してありますので、その分でちょっと厚くなっていますが、よろしくお願ひします。

今回は、農業振興地域の整備に関する法律という、一般的には農振法と言っておりますが、その中において農業振興地域整備計画の変更をしたいということで、これはちょっと平成8年から期間はたっておりますが、今回計画案ができて、基本的には農業振興地域整備促進協議会のほうで議論しまして、市長宛ての答申までいただいた結果として御報告をさせていただきます。

今後はまだ県との協議等でこの中の文言が変わる可能性がございますが、現時点で議会のほうにも報告させていただくというもので、内容については産業振興課長から説明させます。

○産業振興課長（桜井孝治君） 報告事項4についてお願いいたします。

本日の委員会資料ナンバー3-1として見直しの概要をまとめたA4、1枚物、3-2としまして冊子になった計画でございます。

この農業振興地域整備計画につきましては、計画の見直しに必要な基礎調査を一昨年度の平成26年度に行い、その結果に基づき昨年度、平成27年度に見直し作業を進めてまいりました。市の農業振興地域整備促進協議会での諮問、答申が済み、今後県との協議に入っていきますが、その前に所管委員会において概要を報告させていただくものでございます。

初めに、今回の見直しの背景について説明をさせていただきます。

資料ナンバー3-2、計画書をごらんください。

この計画書の構成でございますが、前半は文章を中心にした15ページほどの中に8つの計画が記載をされています。後半は農用地域に入っている字・番地を具体的に記載した部分でございます。現状では、この計画書は農業振興地域除外の対象地かどうかを確認するために後半部分の使用頻度が高く、こちらについては毎年最新の状態に更新をしております。文

章が中心の前半の計画部分につきましては、最近では圃場整備をして農地が拡大するような状況が見込まれないことから、しばらくまとまった見直しを行っておりませんでしたので、今回全面的に見直すことといたしました。

次に、今回の見直しの概要につきまして説明をいたします。

なお、計画にあります付図につきましては、原本はB1サイズと大変大きく、資料用に縮小しますと細か過ぎてしまうため、添付を省略させていただいております。

まずはこの計画のうち一番活用する後半の該当番地についてでございます。

こちらについては資料ナンバー3-1をお願いいたします。

3-1、表の中ほどに主な見直し内容という見出しがございます。

今回の見直しの中で、計画書の後半に記載されております番地、約7,000筆弱でございますが、これについて、その一つ一つを航空写真と字絵図とで見比べてまいりました。その結果、69筆について農地以外の土地利用が確認をされました。うち27筆につきましては居住建物などが既に建っており、市の農業振興地域整備促進協議会で協議した結果、現実には農用地に戻すことは困難なため、農用地区域から除外する方向で、これから県との修正協議に入っております。なお、既に建物が建っているものの多くについては、隣接する農振農用地以外の土地との一体利用がなされているものでございました。

計画の本文につきましては、計画に沿って説明をしております。

表紙をめくっていただきまして、目次にあります計画の構成や本文中の表の様式などは、農林水産省により細かく定められておりますので、それに沿って策定をしております。

今回の見直しで共通して行いましたのは、各計画とも表現の見直しを中心に、統計データは最新のものに置きかえる、農業施設の整備計画は現状に合わせるなどをしてまいりました。

個別に見ていきますと、計画書の1ページから4ページは、1番目の農用地利用計画でございます。この計画につきましては、本市の面積、人口などを直近の内容に修正をいたしました。

計画書2ページの上から4行目になりますが、616.7ヘクタールという数値がございますが、これが農振農用地といわれる面積でございます。

計画書の3ページ中ほどには、用途区分の構想といたしまして、市内を大きく東と西に分けて記載をいたしました。開発ポテンシャルのある地区につきましては、今後別に言及する機会をつくりますので、ここでは土地改良事業がほぼ完了しているエリアのうち、東部でいきますと久々利地区、平牧地区、西部でいきますと塩河、室原、長洞の春里南部地区につきましては、引き続きまとまった優良農地として活用していく地域であることを表記いたしました。

計画書5ページの農業生産基盤の整備開発計画におきましては、平成26年度から姫治地区で行われている県営事業を、続く計画書6ページの農用地等の保全計画では、県の防災・減災事業として行われておるため池整備計画を掲載いたしました。

計画書7ページから9ページに記載しました4つ目の計画、農業経営の規模拡大、農用地

等の効率的な利用促進計画におきましては、主要作物ごとに市内で営農しているモデルケースを紹介して、機械化による経営規模の拡大、農地集積による作業の効率化を目指すこととしております。

計画書の10ページ、農業近代化施設の整備計画におきましては、(2)野菜につきましては、道の駅やJA、民間などで地場野菜を直売する施設がふえてきた状況を追記する一方、これまで記載のありました畜産につきましては縮小・廃業の傾向や、川合の堆肥施設取り壊しの状況を踏まえ、記述を削除いたしました。

11ページをお願いします。

6つ目の農業を担うべき者の育成・確保のための施設整備計画につきましては、今回新たに記載が必要となった計画でございます。施設整備の予定はございませんが、担い手育成のために考えられる支援策を記載いたしました。

7つ目の計画、農業従事者の安定的な就業の促進計画につきましては、計画書12ページから13ページでございます。

基礎調査として、平成26年度に実施しました農業従事者へのアンケートに基づき、兼業化の状況を記載しました。アンケートからは、農家戸数に占める兼業農家の割合は8割を超えることや、農業以外の仕事は3分の2が市内で行われていることなどが読み取れます。

最後、計画書14ページから15ページの生活環境施設の整備計画につきましては、これは以前は活力ある村づくりという名称でございました。農業振興や農業農地整備に当たりましては、それを取り巻く生活環境の整備も大切という観点から、農用地区域内においても防災体制の確立による安全性、下水道の普及による保健性、公共交通の整備による利便性などを向上させる事業を並行して行っていくことを記載してございます。

以上、概略を説明いたしましたが、何分この農業振興地域整備計画は法定計画でございますので、どちらかといいますと農村部の総合的な計画になっておりますので、言いかえますと、都市部の市も同じように策定していくには内容がそぐわなかったり、市の独自性が表現しにくくはなっております。

本年度は、この現状に追いついた計画をベースといたしまして、現在策定中の都市計画マスタープランにおける農地の土地利用方針や地区別構想と整合を図りながら、農地や農業のあり方についての農地保全と農地活用ビジョンの見直しを進めてまいります。以上です。

○委員長（澤野 伸君） それでは、質疑に移らせていただきます。

質疑のある方。

○委員（山根一男君） 大変結構な内容だと思います。20年ぶりの見直しということですが。

法定計画というただし書きでしたけれども、結局これは計画であって、これをもとに、今年平成28年度中に新たな計画をつくっている、そちらに反映させていくという土台だと考えていいんでしょうか。

○産業振興課長（桜井孝治君） 議員御指摘のとおり、法定計画をベースにしまして農地保全と農地活用ビジョン、こちらのほうを平成17年に策定しております、その見直しを進めてま

います。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了させていただきます。

ここで午前10時30分まで休憩とさせていただきます。

なお、協議題のほう、報告事項に追加がございますので、休憩明けに2つ追加になりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

それでは、午前10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項の追加がございますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目、お手元に追加資料をお配りいたしましたので、この件につきまして御説明をよろしく願いいたします。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） じゃあ、よろしく願いいたします。

お手元に1枚資料がございます。

お知らせということで、食から可児市の魅力を伝えようということで、可児市の「おいしいランチ&カフェメニュー」の募集ということで企画をいたしましたので、御紹介させていただきます。

市のほうでは、平成28年3月に皆さん御存じのように可児市観光グランドデザイン本編を策定いたしました。ここの中では花フェスタ記念公園を初め、戦国城跡とか7項目の観光推進項目を掲げて観光交流人口倍増を目標にして、具体的に取り組みを始めたところがございます。観光グランドデザインの中で今後の展望としてまとめられたのが、御当地グルメや土産物などの開発、これは食や物との連携といったことがございます。

そこで、今年度につきましては食に関して可児市らしさが伝わるようなランチカフェメニューを募集し、可児市へ訪れた方に食から可児市の魅力を発信していくというような取り組みを始めたいと思っております。

募集内容としましては、観光グランドデザインで上げたような地域資源を生かしたランチカフェ、料理名にユニークなネーミングをすとか、里芋などの地域の食材、それから美濃焼の器を使うとかのアイデアをそれぞれの店舗で考えられたようなものを出していただければと思っております。

市の観光資源は、なかなかそこだけで1日滞在できるところが少ないということもございますので、可児市での滞在時間を長くするという意味で、市内のランチやカフェでついでに市内を周遊してほしいというような思いがございます。

対象者として飲食店を可児市内で経営している事業者、募集期間として平成

28年7月1日から8月26日までということで、今後、市のホームページや広報紙、商工会議所の会報などでも折り込みしていきたいと思っております。

裏面へ行っていただきまして、募集した内容、事業の内容なんですが、応募していただいたものについてはリーフレットやポスターなどで宣伝していきますが、市の広報紙10月1日号や、10月8、9日で城フェスタというものを企画しております。そこで大きく宣伝をしてやっていきたいと。

それで、コンテスト形式でやりたいということで、この10月から11月の2カ月間、それぞれのお店で食事をされた方から評価をもらおうと。お店にアンケートボックスなどを置いてお客様に投票してもらうような形で、意欲的に各店舗の方が取り組めるようなふうにしていきたいと思っております。また、そういった投票の中のアンケート意見で、どの地域の人が可児市に訪れているとか、どんな商品が好まれるかというような意見も収集できますので、そういった情報も今後の展開に生かしていければと考えております。そうした結果につきましては、平成28年12月から平成29年1月ごろを目安にイベントで発表したいというふうに考えております。

また、この取り組みにつきましては、コンテスト終了後もPRをしていきたいと。一過性のものでなくて、平成29年度以降の取り組みの参考にも使っていきたいというようなことを考えております。

ぜひともその応募事業者の方とは、今後観光グランドデザインの展開に合わせて行うような食の施策について連携・協力してもらう取っかかりとしたいということを考えております。

また、予算につきましては、平成28年3月に御承認いただいた地方創生加速化交付金を一部活用してポスター、リーフレットなどもつくりたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきまして、御発言ある方。

○委員（大平伸二君） 市内の飲食店の経営者、事業者を対象としていますが、これは登録制にされていくんですね。今、岐阜県がやっているジビエ料理なんかでも一生懸命応援しているんですけども、そんな形で応援していこうということですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 今回応募いただいた方とは、今後も市として食について観光グランドデザインの方面からもやっていきたいと思っておりますので、こちらも応援していきたいと思えますし、事業者の方も逆に協力していただきたいというふうに考えております。

○委員（大平伸二君） 登録制度にするのか、申し込まれた事業者、その辺のことを聞いたんです。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） そういう意味では、登録という形になるかと思えます。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御質疑。

〔挙手する者なし〕

今の回答で、登録制にするとおっしゃいましたけど、これは単発の事業ではないというこ

とになりますか。登録されて、これは平成28年7月1日から8月26日の募集期間で、10月に城フェスタとかこういうイベントにやられるということだと、このイベント自体がずうっと継続して行うということにつながるということになりますけれども、そういう回答の内容でよかったですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） このコンテスト単発で終わるということではなくて、これを機に、こういった業者とは取り組みをずっと続けたいと思いますので、一応事業全体としては3年間、何らかの形で展開していきたいということを考えております。

○委員長（澤野 伸君） じゃあ、そういうフェスとかいうのは単発と考えていいですか、この城フェスという実施内容のところ。お願いします。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） この城フェスタそのものは単発です。

○委員（渡辺仁美君） 済みません、市内の滞在時間を延ばすという目的ですと、ちょっと提案なんですけど、例えば応募されて一応ここのお店だとか、もし決まったら、隣のまちでもやっていたと思うんですけども、スタンプラリーみたいな感じで店舗をめぐるということも滞在時間を延ばすという意味ではいいのかなあとあって、ちょっと提案です。盛り込まれるかどうかということを検討はあるかということをお尋ねと、あともう一つ、先ほどもちょっとおっしゃったんですけど、城ですとか食材とか、そういったテーマを絞っての募集になるのか、全て何でもありという形での募集になるのか、そこは今の段階で、どのような状況でしょうか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 今回初めてということなので、スタンプラリーというようなことも検討の中ではありましたが、そういったことについては、今年度やってみて平成29年度以降にまた検討したいというふうに考えています。

それからテーマを絞るということに関しましても、今回は何かに絞るのではなくて、かなり広く募集をして、今後、募集した内容によってテーマごとに例えば絞って何か展開できればというのは、また来年以降に検討したいと思っています。

○委員（大平伸二君） もう1点ですが、募集対象者、市内飲食店となって、一般からは何かいいアイデアを受けるといことは考えていないということですね、飲食店が対象だけで。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 今回は、お店で食べられるということを考えていますので、飲食店に絞っております。

○委員（山根一男君） 今後の展開のところ、コンテスト終了後も応募があれば随時受け付けるというふうになっていますけど、これはまたどこかで締めて何らかのコンテストをするとか、掲載するとかという意味なんですか、これは。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 今年度については、この募集期間で行いたいと思っておりますが、これでもう締めてしまうということではなくて、来年度以降にまたつなげていきたいので、こういったことに協力したいという飲食店の方がいれば広く受け付けていきたいということでございます。

○委員（山根一男君） その応募というのは、協力したいという意味での応募なんですか、そ

れともメニューをまた、こういうのがありますよということ、両方ですかね。

○**経済政策課長（渡辺勝彦君）** 済みません、あくまでメニューの提供ということで協力をお願いしたいと。

○**委員長（澤野 伸君）** 済みません、ちょっと私のほうからですけれども、先ほど登録制ということで、募集期間に登録されて、平成28年10月1日から11月30日まで2カ月間コンテストをやっていくということで、飲食店の事業者のメリットとしては、こういう城フェスタとかで例えば店舗等々の加入されている、登録されたところに対して何かパンフレットみたいなもので広告していくとか、そういったことが一つのメリットだと思うんですけれども、あとケーブルテレビでの周知とか、そういったことになるかと思うんですけれども、市内の広報の仕方はそれでいいかと思うんですけれども、城フェスタでどれだけ外からのお客さんが呼び込めるかにもかかってくるかと思うんですけれども、外に向けての発信のメリットというものをもう少し明確に出していかないと、参加される事業者というか、通常のいろんな広報は打たれて事業者は努力されていると思うんですけれども、これに参加することによってのメリットをもう少しお聞かせいただきたいと思うんですけれども。

○**経済政策課長（渡辺勝彦君）** 広報というかPRの関係で、市内だけでなく市外ということも一つの検討材料になっておりました。ただ、それこそどういった市外からたくさん可児市に来ているとか、そういったこともまた今の段階では分析できていませんので、例えばこの「かにさんくらぶ」発行事業者と話をするときには、可児市外のこういった情報誌も扱ってみるので、そういったところでの展開も可能ですよというお話はいただいています。ただ、どうしても、そうなる費用の面でかかってきますので、じゃあどこの市外に展開するのがいいかというのも、現段階では費用対効果的にまだ見えていないので、逆にアンケートをやってみて、そのアンケート結果で犬山からたくさん来ているとか、そういうようなことがわかれば、今後の展開として検討していきたいというふうに思っています。

○**委員長（澤野 伸君）** ちょっと追加ですけれども、その広報費というものは税で賄って、各登録店舗から例えば徴収するとか、そういうことはないということですかね。

○**経済政策課長（渡辺勝彦君）** 来年度予算に関しては、まだちょっと現段階では不明なので何とも言えませんけれども、今年度に関しては、PRに関しては市費で、この地方創生加速化交付金なんかも活用しながら進めたいと思っております。

○**委員（可児慶志君）** こういうのって自発性がすごく重要だと思うんですね。言われてからやるというんじゃなくて、そういう点から考えると、市がこういう企画をして進めていくというのはちょっと違和感を感じる。どちらかという、商工会議所が主体になって始めていくということであるならばすごくよくわかるんだけど、少なくとも商工会議所との連携というのは、この文章の中からは余り感じられないんですが、その辺は大丈夫ですか。

○**経済政策課長（渡辺勝彦君）** おっしゃられるように商工会議所、観光協会とか、そういったところから発信していくのが理想ではないかなあというような思いもちょっとありますが、なかなか今の段階で商工会議所に今のここまでという話がなかなかできないのと、あと今年

度観光グランドデザインの関係で職務を進めていきたいという市の思いがありましたので、逆にこれをきっかけに、今後商工会議所とも詰めていきたいという思いがございます。

また、商工会議所とも一応話はしておりまして、商工会議所も独自でフラワーツーリズムというような、ちょっとこれはまだ言っていないかどうかわかりませんが、花フェスタ記念公園と連携したような飲食店との展開を考えてみえるというお話は聞いていますので、それが同じく平成28年10月1日から11月30日にやられるというふうに聞いています。同じような時期に同じような展開で相互協力ができればなあというふうには考えています。

○観光経済部長（牛江 宏君） 詳細は、今、経済政策課長が答えたとおりでございます。

可児委員のほうからお話しいただいた内容については、十分私どもも承知しております。

もともとの可児で食を特産ブランドにつなげるという話では、御承知のとおり「可児そだち」という制度がございます。現在も当然それについては進めておりまして、地産地消から「可児そだち」で農産物、農産加工品を売り出していこうという話でございました。

これについては一定の効果もあるんですけれども、では、それだけで今、十分特産とかブランドというイメージが出せているかということ、出せていないというのが私どもとしての認識としてはあります。それを少しでも前に進めるために、まず、食とか物をどうしたらこれから可児市として印象づけられるようなものが出せるかという、まずこれがスタートだと思っております。

今の段階で行けば、商工会議所は商工会議所で頑張っておられますが、まだ十分なところまでは、当然成果というか、スタートまで切り切れていない。観光協会も、今はまず組織をしっかり立て直して何から取り組むのかという段階で、会長以下、非常に前向きに御努力をいただこうとしている段階。こういうものの中で、行政は行政でまずこれをスタートさせることで、将来的にはここに観光協会がしっかり乗ってきていただいて、食とか物を外に出していくということが非常に大事だと思っておりますので、今の段階で違和感があるというのはしっかり受けとめさせていただきまして、これから商工会議所、観光協会とは十分連携というより、そちらが主体になるように移行させるように私どもとしては進めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、この件に関しては終了させていただきます。

続きまして、広報のほうから報告事項の案件があります。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、よろしく願いいたします。

特に資料はございません。

平成28年3月の総務企画委員会の中で御説明をさせていただきました現在の広報発行、月2回、1日号、15日号を発行しておりますが、これを月1回の発行にするということで御説明をさせていただきました。

いろんな関係部署、それから関係団体に問い合わせ等をしまして検討をさせていただきます

した結果、平成29年の1月号から月1回とするということで、今後は発行日を1日号で発行するということで決定をいたしましたので、報告をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきましては何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、この件につきましても終了とさせていただきます。

それでは続きまして、林委員から発言を求められておりますので、これを許可します。

それではよろしくお願いいたします。

○委員（林 則夫君） 余り細かいことや憎まれるようなことは言いたくないと思いますが、生命にかかわる問題ですので、こういう嫌なことは年寄りしか言わんと思いますので一言申し上げるわけですが、実はきのうも操法大会が盛大に挙行されたわけですが、前々回の操法大会の県大会ですけど、今から40年ぐらい前かと思いますが、ちょうど私、消防部長をやっております、そのときに、何か県の操法大会の記念行事として婦人消防隊をやってみようかというような発想から、平牧と、それから土田の渡、これは腕用のポンプがありまして、その2カ所で女性の操法大会をやったわけですが、これはやっぱりやるからにはきちんとやらんといかんということで、団員の操法と一緒に操法訓練を何カ月かやったわけですが、主体は可児町役場の女性職員が主体になったわけですが、そういう披露もできたわけですが、やっぱり消防といえば規律が第一になりますので、その辺のこともきちんと身につけていただくということでやったわけですが、当時、伊藤君が消防団の新兵だったと思うわけですが、そのときにいろいろ手伝ってくれたわけですが、きのうの操法大会を見ておまして、女性消防団がおられるわけですが、これも今でも服装点検とか何かはやりますね、消防団員がお互いに。

そのときに、服装もさることながら、頭髪、特に男性の場合は、はげ頭がおつてもかつらをかぶれとか、白髪がおつても髪を染めろとかというようなことじゃなくして、女性の場合、肩までも伸びた髪をそのままにして、これは出動ですから、きちんとした形はやってほしいなと思ってきのうも見ておったわけなんです、女性にとっては緑なす黒髪で女性の命ですので、大切にさせていただくのは結構ですけれども、出動のときぐらいはやっぱり束ねるなり何かして、きちんとした形で出動してほしいなあと思ったわけなんです。

これはもう火事の現場なんかへ行くと、要するに火がつく場合もありますし、器具に絡まって事故の発生になることもありますので、その辺のことをきちんと指導をしてほしいということで、それから女性消防団ができたときに、どこかの演台へ上げて紹介をしたことがありましたね、消防団員の紹介が。あれは文化創造センター a 1 a だったですか、福祉センターだったですか。そのときに服装は団服ができておったわけなんです、ばらばらのシューズを履いておったもんですから、後から僕は防災安全課長に靴ぐらい買ってやれと言った覚えがあるんですが、いや、買ってあるけれども、当日何かそれぞれの思いで自分の靴を履いてきたとかいうことを言うておりましたが、そういうところの指導もきちんとして身の安全

を期すように、ぜひ指導をしていただきたいと思います。

こういうことを申し上げたかったもんですから、きょうはこの席でちょっと発言をさせていただきますので、よろしく御検討ください。以上です。

○総務部長（平田 稔君） ありがとうございます。

確かに以前ばらばらでしたけれども、最近は例えば出初め式にしても、入退団式にしても、女性も一緒に並んで一緒に行進をしたりしております。そのための規律訓練などもやっておりますし、最近では服装とか靴も多分統一されてきているとは思いますが。

髪のことにつきましては私もちょっと気がつきませんでした、そういうことも含めて、まだ今の段階では女性消防団は、まだどちらかという啓発とかAEDの救命講習とか、そういうPRとかそういう部分での活動が主になっておりますが、中には自分たちで操法をやりたいという方もいらっしゃいますので、将来的に、できるかどうかわかりませんが、そういうことも考えまして、先ほどの髪の話なども含めて、十分中で指導していきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは、執行部の方は御退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。大変お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

○委員長（澤野 伸君） それでは会議を再開いたします。

協議事項1、議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

平成28年5月の議会報告会において意見交換の際に出されました市民からの意見の中で、総務企画委員会に触れられたものを資料4として配付させていただいております。

これらの意見について、その取り扱いを協議いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ちょっと私のほうから説明をさせていただきます。

資料ナンバー4、議会報告会での意見交換での対応についてということで、議会報告会での市民からの意見で、我が委員会の所管の部分ということで上がってきております。

事前にお目通しはいただいておりますけれども、取り上げたほうがいいのか、今後の議論の中で深めたほうがいいのか、各委員の皆さんの御意見があらうかと思っておりますけれども、まず、ちょっと初めに私のほうから少し御提案をさせていただきたいと思っております。

まず防災については、やはり熊本地震、東日本大震災に続いての大きな災害、震災ですし、東南海地震についても、当地についても危険性というのは高まってきているということで、市民の皆さんも大きな関心事だと思っております。この件については、やはり取り上げていくべきだというふうに思います。何らかの、ちょっとこの当委員会も8月までですのであれですけ

れども、引き続きしっかりと対応していきたいなあという思いでの、防災については取り上げていただきたいなあというふうに思っております。

あともう1点、空き家についてなんですけれども、この内容についてはちょっと観光誘致云々とありますけれども、空き家等の適正管理に関する条例についてはこちらのほうから出させていただきまして、利活用についてはまだ今後検討ということで、ずうっと来てはおったかと思えます。利活用の方向については、まだちょっと深まっておりませんでした。ただ、この空き家に関しての窓口が建設市民委員会のほうに確立されましたので、空き家の利活用について総務企画委員会のほうへ上がっておりますけれども、利活用の中身については建設市民委員会のほうで議論を深めていただきたいと思いますが、空き家についてはちょっと委員長の方に申し送りたいと思っておりますので、その旨の許可をいただきたいなというところでございます。

あとホームページ、消防団につきましてもいろいろありますけれども、この辺については順次また、おいおいのところでは皆さんの御議論をいただければと思っております。委員会として少し取り上げていく部分についてはこの2点、そのうち1点は建設市民委員会のほうでもう一度諮って、あすの委員会のほうで中身についてちょっと議論を深めていただきたいなあと思っておりますけれども、まずちょっと私のほうからの御提案とさせていただきます。

それでは、委員の皆さんのほうからの御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

○委員（大平伸二君） 防災のことは当然継続審議だと思いますので、いつまでたっても解決できない問題であって、解決していかないかん問題ですので、当然取り上げていただきたい。

ここの中の消防団についても、ここのくくりに入りませんか。

[発言する者あり]

○委員長（澤野 伸君） そういうことですよ。

なかなか今、消防団の団員の確保が難しいということで、これは決定的に何かというと、ずうっとこれはもう悩みの種で来ておまして、この件について具体的な策というものはちょっとまだ打っていないんですけれども、その辺についても、じゃあ、防災に絡めて少し考えてみるということも必要かと思っておりますので。

皆さん、どうでしょうか。よろしいですか。

○委員（伊藤 壽君） やはり防災を考えていく上で、大平委員が言われたように消防団というのも大変重要な、その中で役割を負っていると思っておりますので、これも含めた上で、消防団の役割というのを含めた上で考えていけば、当然またそこから消防団員の確保という話も出てくるかと思っておりますので、いいと思います。賛成します。

○委員（山根一男君） 総務企画委員会として意見交換をしながら総合的にこれをまとめていくということですか。

防災といいますか、感じたのは、防災と災害が起きたとき、一緒かもしれませぬすけれ

ども、いろんな切り口があるなあというところと、委員長も質問されていました避難所のことで、渡のことが、耐震ができていないのに避難所になっているというのは、やっぱりどうもおかしいなあ。

そこ以外にないんだったらやっぱりそこにするしかないと思いますし、そういったこともやはり委員会として、あるいは議会として、強く要望というか、確定すると言いますか、私の質問でも物流のほうですか、桜ヶ丘、帷子、福祉センター、全部避難所になっているにもかかわらず、物流の拠点にもなる、物が運び込まれるという予定になっているようです。空き地、広い駐車場を使うとか言っていましたけれども、実際に本当にできるのかどうかを含めまして、やっぱりイメージしながら語っていく必要があると思いますので、ぜひ総合的なあれを委員会としてつくったほうがいいんですかね。それもまた執行部のほうに委員会の意見として、市民からの意見をもとにこういうことをつくりましたということを出すということなのか、ちょっとその辺の今後の流れも含めて、ちょっと教えていただけましたら。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

議会報告会で上がりましたこのさまざまな意見に関しては、委員会として課題として取り上げる部分と、各委員やはりこれは周知していただいて、今後の議会活動に生かしていただくという部分があるかと思います。

今、山根委員からも御発言がありました防災については、やはり委員会の課題としてどうだという今御意見だったと思います。

委員会としてしっかり取り組んでいく部分については、次期の委員会にも申し送り、この後の協議の2番目にありますけれども、その部分で出していくことかなあというふうに思います。ただ、あともう残りわずかですので、例えば今期のこのメンバーで何らかのアピールをするということであれば、方法は少し考えなきゃいけないんですけども、次期の委員会の課題として、我々はこう思うということを出していくことも大事かなあと思いますので、今、山根委員が言われたような防災については、当委員会の課題として確立させるというのが一つの方法だと思います。

また、この件をどうPRしていくかということについては、時間がもうデッドラインに来ていますので、引き継ぎ事項でしっかり我々も協議した段階で課題を抽出したということで、委員会のあれを出したいと思いますけれども、いかがでしょうかね。

○委員（山根一男君） ただ、議会報告会実施会議の議論がどうだったか、ちょっとあれですけど、要はこの5月に出てきた市民からの意見ですよ。それに対して、委員会でこういう話し合いをして、こういう提言をしたとか、こういう結論を得たとか、そういう何かが必要なんじゃないですか。いつまでにと、別にお尻は区切られていないんですかね。

○委員長（澤野 伸君） そうですね、上がってきた課題についての回答部分については当然出していかなくちゃいけませんので、今2点ほど取り上げた部分については次の委員会がしっかり、また協議してもらって、回答というか、こういう方針でいるということは出していたかなければいけないと思いますので、その部分については引き継ぐというか、委員会とし

て責任を持ってほしいということになるかと思いますが、その取捨選択を当委員会でするんですけど、協議していくのが次の委員会になってしまうので、ちょっとメンバーが変わってしまうんですけども、ただ一貫性をもたせるための担保として、引き継ぎということはしっかりやりたいと思いますけれども。

非常にちょっと、またいでしまうので、抽出は我々がするのに協議ができないというのはちょっとおかしいところもありますけれども、しっかりこれは引き継ぎとして文書に残して、今、次の協議事項の部分にもありますけど、市民からいただいた意見についてのしっかりとした回答も出していかないといけないよということと、経過報告になるんですかね、防災になれば、そういうこともしっかりやっていくべきだということの引き継ぎをしっかりしていくことと、あと、ちょっと2番目の部分にも重なりますけれども、観光グランドデザイン本編が入ってきて、当委員会でも少しいろいろ協議していきたいということでお話しさせていただきましたが、まだなかなか具体的な成果が委員会で上げられなかったことがあります。この件についても次期のほうでしっかりやっていただきたいなという思いもあります。視察もしていただいて、皆さんの認識も共有できたと思うんですけども、なかなか具体的な成果が上げられなかったのはちょっと反省点がありますので、その部分についてはしっかり次期のほうに送りたいと思います。

また、今、山根委員からおっしゃられた防災についても、市民の皆さんにどう返答していくかの部分についても、しっかりやっていかないと、ただ取り上げただけでは余り意味がありませんので、その辺のところはしっかり考えていきたいと思っておりますけれども。

今議会中に何かもしということであれば、また、まだ多少の時間はありますので、協議会を開いても、あす、あさって、しあさって、まだ時間がありますので協議会を開いて、議会報告会でいただいた意見についての協議をしてもよろしいかと思いますが、その辺はまた委員の皆さんのちょっと御意見をいただきたいと思いますが。

○委員（可児慶志君） 防災に関する放送、告知なんかの件についてよく聞く話なんですけど、同報無線だけに頼ったような発言をされる市民というのは結構たくさん見えるんですけど、「すぐメールかに」のPRが十分できていないんじゃないかなあという気がするんですね。かなり頻繁に入りますので、この辺のPRもちょっとしっかりしてもらえば、この意見というのはかなり解消できるんじゃないかなあと思う。

これはもう一回防災安全課のほうで、徹底してもらおうということで、半分以上これは解決できるんじゃないかなあという気がするんですね。

それから、あと、それは日常的に起きるものというのはやむを得んと思うんですが、防災についてはもう恐らくそれで解決できるような気がしますね。

それから消防団のことについても、言われている方がどういう方かよくわからないんですが、防災面で非常に重要であると言われながら、じゃあ地元での消防団に対する認識は果たしてどうなのかというと、例えば消防協力金を出し惜しんでいる地域があったり、これはいかにも認識のミスマッチのような気がして仕方ないんですね。こういうところの地域活動に

対する消防団活動のPRというものを、これはやっぱりもう一回見直しをしないとイケないんじゃないかなあという気もするところがありますね。バランスが全然とれていないんですね。アンバランス、余りにも不整合になっていて、つじつまが合わないところというのはすごくあるので、この辺のところをもうちょっと整備して進めていかないと、片手落ちになってしまうというような気がします。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

ほかに御発言はよろしいでしょうか。

○委員（伊藤 壽君） やはり、どう対応していくかという点で、議会報告会をそれぞれの地域で4カ所開いたわけなんですけど、やはりどう対応していくかというのを、早いところ対応していくべきだと思いますので。

ただ、そこでこの意見をどうしていくかというのは、この委員会では、やはり今いろいろな意見が出ましたので、防災に関する問題点なんかでも。まだほかにも、いただいた意見以外にもあると思うので、やはりもう少し時間をとってゆっくり検討していただく必要があるんじゃないかなあと思いますので、やはり先ほど委員長が言われたように、どういうのをこの委員会で取り上げるか、それはやっぱり次に送っていかざるを得ないのかなというふうに思います。その中で、こういう課題については総務企画委員会で検討し、委員会として取り上げていくことにしましたという、その継続性の中で報告はしていきたいと思いますがというようなことでお願いしたいと思いますが、以上です。

○委員長（澤野 伸君） 今ちょうどいい御意見をいただいたんですけども、実はきょう可児道の駅株式会社との懇談会が午後から予定されておりますので、委員の皆さん方、昼からもういっしょということでもしあれば協議会を急遽要請をかけて、この防災について、協議会ですので少しちょっと執行部とディスカッションして、認識をちょっと確認作業をするという方法もありますよというふうにちょっと言おうかなあと思ったんですけども。

山根委員、どうですかね。

○委員（山根一男君） 今、議会報告会実施会議の責任者でもあります伊藤壽委員から話があったんですけど、今ちょっと気になるのは、それぞれ議会報告会をやって、それをどういう形で表に出していくか。広報に出したりするんでしょうけど、そのときの回答の中に、委員会の中で今後検討していくことになりましたので多分終わるような、今ニュアンスだったんですけども、やっぱりかなり、特に特定のテーマにつきましては相当ディスカッションした上で何らかの結果を出す、結果といいますか形に残すようなことも含めて、そういったことも報告できたほうがいいかなあ。次に延ばしていくのもいいんですけども、次の議会報告会ときにはまた似たような意見が多分出てくるとは思いますけれども、それはそれでまた応えていかなきゃいけない。

これはホームページで出したりとかしないんでしたっけね。どういう形で、参加した人たちが自分たちの意見がどういうふうに処理されたかということが多分、中に詳しく見ている方がいらっしやいますので、私もテーブルにいましたので、それに対してそのスピード感

でいいのかなあというのはちょっとあるんですけど、いかがでしょうか。

○委員（伊藤 壽君） 今回発行の「議会のトビラ」、ここでも今回の経過は載せていくつもりです。載せていくことになると思いますし、またホームページでも、この前議会全員協議会のときに御説明したように、それぞれのいただいた意見について、その対応の仕方はそこで掲載していくということになると思いますので、お願いしたいと思います。

○委員（可児慶志君） ここに記載されている内容を、十分承知の人の話を実際聞きたいんですよ。必要だとさっき言った、すぐメールかにかがあると答えなかったのと。それから、避難所については耐震は全部済んでいますよと言わなかったのと。消防団協力については、地元の人々の協力をもらわないと行政や議会ができることではなかなかないんですよということも言わなかったの。そういう回答ってその場でしなかったのかなと、ファシリテーターの人たちが。

○委員（大平伸二君） さっき可児委員が言われたように、消防団においては本当に地域温度差があって取り組みが違うもので、例えば私の知っている限りの自分のところはこういう対応をしていますという反応が出る。そうするとその地区で、うちは違うんだよと言われると、方向性が、答えが出てこうへんようになっちゃうんですよ、あれ。

○委員（可児慶志君） だから、そういうふうにしてくださいという、それにしていくように努力していくというふうに答えなかったのかな。

○委員（大平伸二君） さっきも言われたように、やっぱりこれは消防団一つの問題にしても、いわゆる防災係が、消防団が、例えば募集についても方向性を一緒に合わせてください、こんな形でという方向性がないわけ、各地区の消防団に任せちゃっておるものですから、明確な答えって出てこないんですよ、これ。と僕は思いました。

○委員（可児慶志君） 強制はできないけど、地域がバックアップしてもらわなきゃできない話なので、地域協力をしてもらおう方法をそれぞれの地域から出してくださいと。

○委員（大平伸二君） それだから、町々の方法を出してくださいと言ったんです。それが違うんで、出せないんです。おおむねの方向性は言えますけど、こういうふうにしなさいなんて言えへんですけど。

○委員長（澤野 伸君） あくまでもこれは強制のあれではないので、消防団は特にあれです。

一つの切り口としては、どう市民の皆さんに消防団の必要性の認識を持ってもらうかと、啓発活動をどうしていくかという部分には話は持っているかなあと思うんですけど、なかなかそれも非常に難しいですね。

可児委員がおっしゃったように、個別の情報収集の仕方でも「すぐメールかにか」がありますので、そこでそう答えてもらえればよかった話だとは思いますが。

指定避難所についての耐震については終わっていますので、1次避難所については、2次避難所、3次避難所についての躯体の部分についてはクリアしておりますけれども、ちょっと私の一般質問でもありましたけど、まだ4件ほどちょっとクリアしていない部分が、非構

造部材についての部分はクリアしていないのと、敷地の地盤等の検査は一度もやっていませんので、突き詰めていくといろいろあろうかなあとと思います。

あと1つ、山根委員も取り上げていただきましたけれども、指定避難所から外す検討もするようなあれがあったので、ちょっとびっくりしましたけれども、代替案もなくして外すような検討はどうかなあと思ったんですけども、その辺がちょっと気になったところがありましたけれど、伊藤座長にちょっとあれですけども、委員会で今協議したような内容について報告するタイミングというのは、まだちょっと後になりますよね。今議会中ではちょっと、どういうスケジュールになっていますか。お願いします。

○委員（伊藤 壽君） 今いろいろ話が出たように、まだその背景すらわからないところがありますので、もう少し委員会できちっと、それぞれこの状況というのを理解した上でいろいろ議論を進めないに進まないんじゃないかなと思うんです。そうするともうちょっと、この期間中ではなしに、次の議会とかそういうときになると思いますので。

ただ、議会だよりとかホームページは常にあるけど、「議会のトビラ」は年4回発行していますので、紙面を割けばいつでも紙での報告はできますし、ホームページもありますので、結論を出していただいた時点のそこで掲載して周知すればどうかなというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（澤野 伸君） ほかにちょっと御提案もありましたし、委員会としてその問題意識の共有化は今、皆さんできているかと思うんですけども、執行部に対しての提案等々も含めて、どういった形でというと、今伊藤委員がおっしゃったように、もうちょっと時間のかかる部分になってきてしまうんですけども、必要とあらば当委員会でのディスカッションも今検討には入れますけれども、ちょっと皆さんのその辺のところも含めて御意見をいただきたいと思うんですけども。座長からは、ちょっと今そういった御発言でしたけれども、どうでしょうか。それによって少し考えたいと思いますけれども。

○委員（山根一男君） ぜひ、どこまで行っても結論が出る世界ではないかもしれないけども、担当委員会と執行部の担当部署の複数でいろいろと議論といいますか、意見をお互いに共有しながら話す機会って意外に少ないと思いますので、委員会として非常にいいテーマを与えられたなあという感じがしますので、早ければきょうでも別に構いませんので。

雑談プラスアルファになっちゃうかもしれないですけども、その上でだんだん建設的な方向へ持っていければいいかなあとと思います。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それではどうですか、本日、可児道の駅株式会社の懇談会がありますので、それが終わった後、協議会という形で情報収集……。

○委員（伊藤 壽君） ただ、この委員会がもうかわることはわかっていますよね。ですから、どこまで共有してそれを引き継いでいくかというのは難しいと思いますが、次に譲るのが。

結論を出しちゃえばいいと思うんですけど、どこまでやっていくかというのは、そこはち

よっと見えなかったものですから。

○委員長（澤野 伸君） 今、山根委員がおっしゃったのは、いわゆる意見があったので当委員会でも現状認識をするために執行部とディスカッションしたという実績をつくることと、認識をみんなで共有しましょうよということで、多分ここだと思います。

結論までは多分、とてもちよっとこの期間で、じゃあどうしましょうということまでは出せないと思うんですが、今言われるところは、今この意見が出された部分について、可児委員がまず1個目の部分についてはこれで多分回答はもうできると思いますよね、「すぐメールかに」で対応できますよということは、1個目の部分についてはできると思いますけれども、避難所についてとか、あとルートの問題でしたよね、移送等々の。今、山根委員の、ちよっと深くその部分についても少し御提言がありましたけれども、そういった避難所についての再度見直しについてというところの二重丸の2番目ですけれども、この辺についての現状の認識と今後の展開についての確認ぐらいはとってもいいかなあと。あと、消防団については、今やはり地域ごとのあれもありますし、ここでどうこうというのはちよっと、結論を見出すのは難しいので、やれるとしたら避難所についての今後の展開について執行部に意見を聞くとか、我々の意見を提案する場を設けるぐらいは可能かなあと、やれるとしたら。

やれるとしたらそのテーマに沿っての話かなあと思うんですけれども、ただ、じゃあ結論をどこに持っていくかということについては、なかなか難しいテーマではありますので、現状と執行部がどういう方針を持っているかという確認の作業は、この二重丸の2つ目についてはできるかなあとは思いますけれど。

○委員（山根一男君） ただ、消防団につきましても、ここでの意見は市単独で今以上に個人、企業への優遇施策をとってほしいということと、2番目は地域防災の底上げについて議会、行政ももう少し何かやってくれというようなことなので、別に地域のことを限定していることじゃなくて、市として、議会としてできること、あるいは確認をしてくれというふうを受けとめれば、今優遇施策にどういうものがあるか詳しくは知らないというか、表彰制度とかあるんでしょうけど、その辺は確認した上で、もっとそれができるかどうかということを経営部と話をしたりすることは可能じゃないかと思うんですけど。

○委員長（澤野 伸君） どうですかね。

ちなみに、消防団ですと県のほうの法人税の減免の部分が、2人以上だったかな、ちよっと具体的な数字がぽっと出ないんですが、部分があるかと思いますが、市単独ではなかなかちよっとないと思います。

〔発言する者あり〕

少し、どうですか。もし、お時間をお許しいただければ。

○委員（山根一男君） 実情を知らんとね。知っている人は詳しいかもしれんけど、知らない人は全然知らない。

○委員長（澤野 伸君） どうでしょうか、やりましょうか。

皆さん余り乗り気があれですか。

○委員（伊藤 壽君） いいんですけど、ただ、もし結論が出ないと、また次のメンバーでもやってもらわないかん、やるということになってくるかと思うんです。きちっとそれを引き継いでいくかどうかです。

○委員長（澤野 伸君） ですので、今私が言ったのは情報収集のみですよ。だから、それに向かってどうこうというのは、なかなかちょっと、これについてこうやるというルールがないので、もし前提としてしまうとほかの委員会に申しわけないので、当委員会だけちょっと違うやり方ではいけないので、情報収集としての協議会という位置づけでしか、これを前提にしてしまうと、ほかの委員会もそれをやらなきゃいけなくなってしまうということになるとまずいので、やれるとしたら情報収集という意味合いで協議会という形をとることは可能かなあと。

会期中ですので、一つの委員から出たテーマについて、情報収集と情報共有という部分で協議会を開くという名目なら可能かなあとと思います。ただ、これが突出してしまうと、議会報告会が終わった後に常任委員会をやって、常任委員会の後にまた協議会を開いてという、これもテーマに持ってやらなきゃいけないというルールまでのあれは、ちょっと今、議会運営委員会等々でもまだ了解をもらっていませんので、そういう部分については難しいかなと思いますけれども。

〔発言する者あり〕

よろしいですか。

そうしましたら、今、執行部、局長、懇談会の後に総務部長と防災安全課長をちょっとお時間いただけるところをお願いして、もし懇談会の終わった後のときに、ちょっと協議会という形でお招きしたいと思うんですけれども。

○議会事務局長（吉田隆司君） 済みません、ちょっといいですか。

今回の議会報告会意見交換の対応についてというのは、議会報告会でいろんな市民から意見が出てきて、全部抽出して、これを議会として取り上げていくかどうかということをやろうそれぞれの委員会でお決めいただくということなので、きょうそれを協議しなければならぬとか、そういうことではないので、ただネックになるのは、まず決めていただきたいのは、この委員会として議会報告会から出てきた市民の意見を委員会として取り上げるかどうかという、それをお決めいただければいいと思うんです。そこだけを。

そこで協議に入ってしまうと、多分結論が1回では出ないので、きょう仮にやったとしても……。

○委員長（澤野 伸君） 中途半端はわかるんだけど、せっかく出てきたので情報共有という認識をしたいねと。

メンバーがかわってしまうので、委員会で引き継いだとしても。今、現状として情報認識、共有を今のメンバーでできる範囲はやりたいねという話ですので、結論まで持っていくつもりは当然ありませんし、それ用には組むつもりもなかったんですけれども。

位置づけとしては、防災の話が出てきて、いろいろなディスカッションの中で、こういっ

たことについて現状を執行部はどう思っているかについて認識を共有していきたいねということでの情報収集ですけれども。

ただ、取り上げて云々ということについては、当然まだ今後の話ですので、単発で、もうあと期間も短い間にそれで結論を出していくことは当然できないとは思いますが、その辺については今ずっと説明をしてきたつもりですけれども。

○**議会事務局長（吉田隆司君）** 若干心配するのは、先ほど委員長がおっしゃられたほかの委員会との影響もあって……。

○**委員長（澤野 伸君）** ですので、だから、これだけでとらわれないでください。これで上がってきて、防災について今ディスカッションがあって、認識をとということなので、所管部分について疑問点が出てきたので、情報の収集と共有を図ると。

だから、意見交換会で出てきた対応について深めていくというだけのことではないんです。ディスカッションの中で防災について出てきたので、少し皆さんで情報共有しましょうということですので。あくまでも、ちょっと出発はこれかもしれないけれども、これについて1つ協議会を開くという意味合いではありませんので、そこはしっかり押さえておいてほしいと思います。そうしないと、ほかの委員会に引っ張られますので。あくまでも、今ディスカッションの中で防災についてテーマが上がったので、じゃあ委員として状況と今後の展開についても確認をしてみたいよねということでの協議会ですので、その辺だけはしっかり線引きをしていただきたいと思いますが。

○**議会事務局長（吉田隆司君）** あとは執行部として予定がないことですので、突然そこに。そこだけです。

○**委員長（澤野 伸君）** ですので、その確認をちょっとお願いしたいということですが。

では、確認がとれ次第、また時間がとれるということであれば、少しそういった形で協議会を持ちたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして、協議事項の2つ目に入りたいと思います。

次期議会への引き継ぎということで、お願ひをしたいと思います。

議会基本条例の第11条第3項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容について取りまとめを行ってまいります。

当委員会が平成27年6月に受けました引き継ぎ事項といたしましては、1つ目、議会基本条例にある委員会機能の充実として、議会報告会等で話題となった課題に関する各種団体との懇談会を実施すること、また日本ライン議長協議会で議題として取り上げている木曾川広域観光についても、関係団体との懇談会を実施し、委員会として意見を取りまとめること。

2つ目、地方自治法による出資法人の経営状況の報告については、現在その法定義務を負わない団体についても報告を受けているが、今後はより闊達な意見交換ができるように懇談会等の方法も視野に入れて検討することということで、2点、平成27年6月に受けております。

当委員会につきましては、2番目につきまして、本日も可児道の駅株式会社との懇談会も

予定をしておりますし、ケーブルテレビにつきましてもそのような形でやらせていただきました。

1つ目の引き継ぎ事項につきまして、木曾川広域交流観光等々について、なかなかちょっとこのテーマについての懇談会というのが実施できなかったのが事実でございます。あと、当委員会で観光グランドデザイン本編が始まるということで、観光についても少し議論を深めていこうということでしたけれども、なかなかちょっと成果のあるものが出せていないのが事実でありますので、まだちょっと未到達の部分について、この1についてはもう一度、引き続き引き継ぎ事項として取り上げていきたいなあと考えております。

あとほかに何か、委員の皆さんで、ことし1年の中で少しまだこういった部分について足りなかったですとか、新たにこういった部分については委員会ですっかり協議してほしいということがあれば、引き継ぎ事項に載せていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（山根一男君） 今もお話ししていた防災に関して、ことし熊本地震というものがあつまして、各自治体がいろいろな形で見直していると思っておりますし、所管委員会として今の災害マニュアルが本当に正しいのかどうかも含めまして、そういったことを議会側で検証していく必要があるんじゃないかなあ。それを引き継ぎとして必要なことだとは思いますが。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御意見ありませんか。

○副委員長（天羽良明君） 委員長も今言われましたように、観光グランドデザインの部分については、今、山城の整備のほうとか、あとはチャンバラとかもいろいろ活性化しておりますので、これは観光部局になるので、これからは建設市民委員会の部分になろうかと思いますが、我々も視察に行った影響もあつて、歴史資産に光が当たったという一定の効果はあつたと思っておりますので、引き続き建設市民委員会のほうに活性化のために引き継いでいければというふうに思います。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

今、副委員長のほうからもお話がありまして、8月以降の所管事務が変更になりまして、当委員会から観光経済部分についてが外れる予定になっておりまして、ただ引き継ぎ事項として、まだ現状は今、我々のほうが観光経済を持っていますので載せて、変わった段階でその所管のほうで引き継いでいただくという手はずにしたいと思っておりますので、今、副委員長から御提案があつたように、所管が変わった段階でそのようにスライドしていただきたいなあと考えていますので、現状はまだ我々の管轄ですので取り上げていただきたいと思っておりますけれども。

ほかに御意見。

[挙手する者なし]

では、御意見もないようですので。

ちょっと文案につきましては委員長・副委員長に御一任をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

文案ができた段階で、一度お目通しをいただきたいと思いますが、御一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、先ほどのお話ですけれども、午後3時から総務部長にお時間をいただけるということですので。

ちょっと待ってください。

〔発言する者あり〕

失礼しました。

懇談会のほうが午後1時半からということになりますので、懇談会が終わり次第協議会という形で始めさせていただきますので、また皆さんにはちょっとお時間を余分にとっていただくこととなりますけれども、一つよろしくお願いをいたします。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

そのほか何か委員の皆さんから御発言、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

執行部のほうはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、これにて総務企画委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午前11時39分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月20日

可児市総務企画委員会委員長